

308

D390

様式44

令和 5年 9 月 / 日

三重県知事 殿

三重県鈴鹿市国府町1520番地の6

医療法人 浦田内科クリニック

理事長 浦田 徹

電話 059-378-7008

決 算 届

令和 4年 7月 1日から令和 5年 6月30日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

※ 添付書類

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書



事業報告書

(自 令和 4年7月1日 至 令和 5年6月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 浦田内科クリニック
 ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 〒513-0836 三重県鈴鹿市国府町 1520 番地の 6
- (3) 設立認可年月日 平成 13年 7月 2日
- (4) 設立登記年月日 平成 13年 7月 18日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する診療所の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	浦田内科クリニック	三重県鈴鹿市国府町 1520 番地の 6	無床

(2) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

- 令和 4年 8月 22日 令和 3年度決算の決定
 令和 4年 9月 1日 理事・役員の改選・理事長の選任
 令和 5年 6月 1日 令和 5年度の事業計画及び収支予算の決定

法人名 医療法人 浦田内科クリニック
 所在地 三重県鈴鹿市国府町1520番地の6

財 産 目 録

(令和 5年 6月 30日現在)

1 資産額	282,895 千円
2 負債額	12,824 千円
3 純資産額	270,071 千円

内訳 (単位：千円)

区 分	金額
A 流動資産	261,698
B 固定資産	21,197
C 資産合計 (A+B)	282,895
D 負債合計	12,824
E 純資産 (C-D)	270,071

土 地 (□法人所有 ■賃借 □部分的に法人所有)

建物 (□法人所有 ■賃借 □部分的に法人所有)

法人名 医療法人 浦田内科クリニック

所在地 三重県鈴鹿市国府町1520番地の6

貸借対照表

(令和 5年 6月 30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	261,698	I 流動負債	12,824
II 固定資産	21,197	II 固定負債	0
1 有形固定資産	4,149	負債合計	12,824
2 無形固定資産	72	純資産の部	
3 その他の資産	16,976	科目	金額
		I 資本金	30,000
		II 資本剰余金	0
		III 利益剰余金	240,071
		1 その他利益剰余金	240,071
		IV 評価・換算差額等	0
		純資産合計	270,071
資産合計	282,895	負債・純資産合計	282,895

法人名 医療法人 浦田内科クリニック

所在地 三重県鈴鹿市国府町1520番地の6

損 益 計 算 書

(自令和 4年7月1日 至令和 5年6月30日)

(単位：千円)

科目	金額
I 本来業務事業損益	
1 事業収益	125,990
2 事業費用	88,561
事業利益	37,429
II 事業外収益	9,760
III 事業外費用	0
経常利益	47,189
IV 特別利益	80
V 特別損失	415
税引前当期純利益	46,854
法人税等	12,551
当期純利益	34,303

前項の事業報告書・財産目録・貸借対照表及び損益計算書は
当法人のものに相違ありません。

医療法人 浦田内科クリニック

理事長 浦 田 徹

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 浦田内科クリニック

理事長 浦 田 徹 殿

私は、医療法人浦田内科クリニックの令和4年度会計年度（令和4年7月1日から令和5年6月30日まで）の業務及び財産の状況について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会及びその他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決済書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄付行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に（寄付行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄付行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 5年 8月 22日

医療法人 浦田内科クリニック

監事 杉 本 明日香